

玄海原子力発電所3号機におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用に関する原子炉設置変更許可申請に係る一部補正の概要

1. 用語の統一、表現の適正化

記載内容をよりわかりやすくするため、用語の統一、表現の適正化を行う。

(主な変更点)

- ・「プルトニウム富化度」 → 「プルトニウム含有率」
- ・「・・・を持つ設計とする。」 → 「・・・を有する設計とする。」

2. 核設計評価手法の統一

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）を装荷した炉心の核設計評価は、3次元手法にて実施している。今回、二酸化ウラン燃料（現在の燃料）のみを装荷した炉心の核設計評価についても、評価手法を統一するため、従来の1，2次元手法から、3次元手法に変更する。

3. 新規審査指針の反映（*）

「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日 原子力安全委員会決定）」を反映する。

- * 3. については、安全協定に基づき佐賀県及び玄海町へ提出した事前了解願い別紙の記載事項には該当しない。

以上